

札幌市立特別支援学校学則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年10月16日

札幌市教育委員会

教育長

山根直樹



札幌市教育委員会規則第8号

札幌市立特別支援学校学則の一部を改正する規則

札幌市立特別支援学校学則（昭和38年教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

(1) 第2条第1項中「、学科及び児童又は生徒の定員は」を「及び学科は、」に改め、同条に次の1項を加える。

3 特別支援学校の児童又は生徒の定員は、教育長が別に定める。

(2) 第13条第1項中「保護者は」を「当該児童又は生徒の保護者は、」に、「に次の証明書を添えて」を「及び次に掲げる書類を」に、「学校の校長に願い出なければ」を「特別支援学校の校長に提出しなければ」に改め、同項第1号中「の者は学校長の」を「である場合にあっては、」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同項に次の1号を加える。

(3) その他入学しようとする特別支援学校の校長が必要と認める書類

(3) 別表1を次のように改める。

別表1

学校名	部	学科
市立札幌豊明高等支援学校	高等部	流通サービス科
		クリーンサービス科
		リサイクルサービス科
		工芸ものづくり科
		服飾ものづくり科

市立札幌豊成支援学校	小学部	
	中学部	
市立札幌みなみの杜高等支援学校	高等部	普通科職業コース
市立札幌山の手支援学校	小学部	
	中学部	
	高等部	普通科
市立札幌北翔支援学校	小学部	
	中学部	
	高等部	普通科

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第13条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。